農業委員会だより

令和５年度号
知多市農業委員会
事務局 ☎ 0562-36-2683

◆◆農業委員会委員・農地利用最適化推進委員が決まりました◆◆

令和５年７月１９日の任期満了に伴い、新たな農業委員会委員（以下、農業委員）の任命及び農地利用最適化推進委員（以下、推進委員）の委嘱が行われ、新委員が次のとおり決まりました。任期は令和５年７月２０日から３年間です。どうぞよろしくお願いいたします。

【農業委員】（敬称略）

平松　佐利（八幡・東部）	加藤　　誠（八幡・東部）	西崎　春男（新知・佐布里）
濱嶋　治伸（新知・佐布里）	竹澤　周吉（岡田）	竹内　徹於（岡田）
吉川　克美（旭北）	尾之内　孝治（旭北）	竹内　敏男（旭南）
鈴木　信孝（旭南）	石井　信男（農協推薦）	横井　和美（利害関係を有しない者）

【推進委員】（敬称略）

浅井　町雄（八幡・東部）	佐藤　金久（八幡・東部）	小林　健作（新知・佐布里）
伊藤　卓治（新知・佐布里）	土井　一徳（岡田）	勝﨑　当仁（旭北）
堀之内　康（旭南）	杉江　一三（旭南）	森田　　稔（旭南）
森田　寿一（土地改良区）		

会長就任あいさつ

（石井信男会長）

知多市農業委員会の会長に就任いたしました、石井信男でございます。誠に身に余る光栄でありますが、同時に、身の引き締まる思いでございます。

知多市においては、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加などの様々な課題に直面しておりますが、少しでも問題解決に向かって進んでいくよう全精力を傾注し、知多市の農業の発展・向上に全力で取り組んでいく所存です。

３年間、よろしくお願いいたします。

◆◆老後の備えは十分ですか？◆◆

高齢農家世帯（世帯主が６５歳以上の夫婦２人）の家計費は、現金支出で月額約２４万円が必要といわれています。国民年金の支給額は、約６．５万円、夫婦あわせて月額約１３万円で、毎月約１１万円不足します。

ぜひこの機会に農業者年金加入のご検討を！

支給額の試算（保険料月額2万円の場合）			
加入年齢	納付期間	年金額（年額）	
		男性	女性
20歳	40年	76万円	64万円
30歳	30年	50万円	43万円
40歳	20年	30万円	25万円

※65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.30%となった場合の試算です。予定利率は、農林水産省告示（R4年度）により定められている率です。

◎農業に従事されている方が加入できる年金です

・国民年金の第一号被保険者（保険料免除者除く）で年間６０日以上農業に従事する２０歳以上６０歳未満の人が加入できます。自分名義の農地を持っていない人や、農地所有者の配偶者や後継者でも、農業従事日数が年間６０日以上あれば、加入できます。

◎公的年金だから、税制上の優遇措置があります

・保険料は、社会保険料控除として、所得から全額控除できますので、課税所得が下がり、保険料の１５～３０％程度の節税効果があります。

◎助成制度があります

・認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には、月額２万円の保険料のうち、国から最高半額（最高１万円）の助成が受けられます。

◎長期に安定した制度

・自分で積み立てた保険料と運用益を原資とした「確定拠出型」の年金です。

・毎月の保険料は、２万円から、最高６万７千円まで千円単位で自由に決められ、随時変更できます。

◎８０歳までの保障つきの終身年金

・年金は終身年金で、受給者が亡くなるまで給付されます。仮に８０歳になる前に亡くなられた場合は、８０歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

《 申込問合せ 》

ＪＡあいち知多　知多事業部　ふれあい業務課（知多支店内☎０５６２-３２-２６００）

または、農業委員会事務局（知多市役所内☎０５６２-３６-２６８３）

◎全国農業新聞　=== ご購読を ===

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の全国農業会議所が発行する農家のための情報専門誌です。農政の動きから、地方の身近なニュースまで農業に関する情報を農家の皆様に分かりやすく紹介し、見やすい紙面で毎週お届けします。

●発行日／毎週金曜日　●購読料／１か月７００円（送料込）

●申し込み／農業委員、推進委員または農業委員会事務局まで

◆◆子どもたちが農業体験をしました！◆◆

総合学習の一環として、南粕谷小学校の５年生の児童が稲作体験を行いました。

６月７日、集まった児童たちは「南粕谷の美しい自然を守る会」の皆さんの元、田植え体験をしました。はだしになって田んぼに入った児童たちからは、はじめは気持ち悪いといった声が聞こえてきましたが、いざ田植えを始めると楽しそうに苗を植え付けていました。

途中、手持ちの苗がなくなると、畔で待機する会の皆さんより追加の苗を投げてもらい、うまくキャッチできると歓声や笑い声が飛び交っていました

稲穂も実った１０月１８日、２７日には稲刈りと脱穀体験が行われました。稲刈りでは慣れない鎌の扱いに四苦八苦しつつも、コツをつかめた児童はどんどん刈り進めていき、刈られた稲を会の皆さんが手早くはざかけをしていきました。

脱穀体験では、ハーベスタのエンジン音や動きに緊張した面持ちの児童たちでしたが、会の皆さんに補助をしてもらいながら楽しく安全に脱穀をすることができました。

米作りの実体験。素晴らしい経験ができたのではないでしょうか。

田植えの様子

稲刈りの様子

はざかけの様子

脱穀の様子

◆◆相続で農地を取得したときには届出を！◆◆

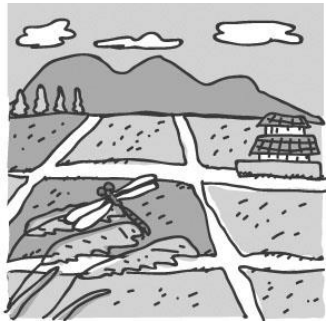

農地の権利を相続等により、農地を取得したときは、農地のある市町村の農業委員会に、その旨を届出しなければなりません。

詳しくは農業委員、推進委員または農業委員会事務局へお問い合わせください。

◆◆知多市における農地の賃借料等情報◆◆

令和４年１月から１２月に、農地法の許可手続または、農業経営基盤強化促進法による公告手続により、賃貸借が行われた農地の賃借料水準は、次表のとおりです。

知多市における農地の賃借料等情報（令和４年分）　　（単位：百円／１０ａ当たり年額）

区分（知多市内全域）		平均額	最高額	最低額	データ数
田（水稲）	基盤整備済地域	５２	８７	５０	３０
	基盤未整備地域	６２	７５	４７	６
畑（普通畑）	基盤整備済地域	４９	６６	１５	４６
	基盤未整備地域	９２	１１３	５０	６

※　基盤整備済地域内の田（水稲）で１０件、畑で７件、無償の貸借（使用貸借）の許可がありました。

＝＝＝ 農地に関する各種手続きについて（案内） ＝＝＝

田や畑といった農地を、売買・貸借・転用などをする場合には、農地法などで一定の制限があり、それぞれの内容や区分により、事前に農業委員会または県知事の許可や、届出、証明などの各種手続きが必要となります。

詳しくは、以下によりご確認ください。

※ 相談問合せ先 ： 農業委員、推進委員または農業委員会事務局（知多市役所２階）

※　ホームページ　http://city.chita.lg.jp/soshiki/nougyouiinkaijimukyoku/